

平成25年度

浜松市の財政のすがた

～ 24年度決算の状況 ～

浜 松 市

目 次

1 浜松市決算の概要	
（1）総会計決算の状況	1
（2）一般会計決算の状況	2
（3）決算の特徴	3
2 浜松市決算の分析	
（1）浜松市普通会計決算の特徴《歳入・歳出》	4
（2）普通会計歳入決算の状況	6
（3）普通会計歳出決算の状況	9
（4）財政指標による市財政状況の分析	12
（5）総市債残高	14
（6）基金残高	15
（7）長期的な経年変化で見た現状分析	16
★POINT 本市の普通会計の状況を家計簿にたとえると	19
3 健全化判断比率の分析	
（1）実質赤字比率	20
（2）連結実質赤字比率	21
（3）実質公債費比率	22
（4）将来負担比率	22
（5）今後の方針	22
4 浜松市の財務書類	
（1）公会計改革	23
（2）作成書類	23
（3）総務省方式改訂モデルに基づく財務書類	24
（4）財務書類から分かる浜松市の財政活動	29
（5）基準モデルに基づく財務書類	31
（6）財務書類から分かる財政指標 ～普通会計による分析～	35
5 市民一人当たりの財政分析	
（1）市民一人当たりの資産と負債	37
（2）市民一人当たりの行政コスト計算書	38
★POINT 財政数値の分析	39

- 他市の24年度数値については決算認定前の未確定値につき、個別掲載は見合わせ、集計可能な部分は24年度速報値を平均数値として記載し、参考として23年度数値を載せてあります。
- 類似都市とは、平成13年以降に合併を行い政令指定都市に移行した8都市を指します。
⇒さいたま市、静岡市、堺市、浜松市、新潟市、岡山市、相模原市、熊本市
- 類似都市平均、政令指定都市平均は浜松市を含んで計算しています。
- 表示単位未満を四捨五入していますので、内訳と合計や、伸び率等の計算が一致しないことがあります。

1 浜松市決算の概要

(1) 総会計決算の状況

平成 24 年度の一般会計、特別会計、企業会計の決算額の合計は 5,257 億円となった。

ここから、会計間で相互にやりとりする重複部分や現金支出を伴わない額を控除した全会計の総会計決算額は、4,519 億円と、前年度に比べ 101 億円減少した。

全会計の総決算額

(単位:億円)

区分	H24			総決算額 A	H23 B	比較 A-B
	単純決算額	会計間 重複額	現金支出を 伴わないもの			
一般会計	2,706	613		2,093	2,256	△ 163
特別会計	1,946	3		1,943	1,887	56
企業会計	605	3	120	482	476	6
計	5,257	619	120	4,519	4,620	△ 101

○総会計決算額 4,519 億円 (H23:4,620 億円、101 億円の減)

- ・一般会計 2,093 億円
⇒南部清掃工場改修事業をはじめとした大型事業の終了等により、前年度比 163 億円減
- ・特別会計 1,943 億円
⇒国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計における給付費の増等により、前年度比 56 億円増
- ・企業会計 482 億円
⇒下水道事業会計における繰上償還による公債費の増等により、前年度比 6 億円増

《用語の解説》

一般会計 … 主に市税を財源として暮らしに密着したサービスや生活基盤の整備など地方公共団体の行政運営の基本的な経費を中心として計上された会計。

特別会計 … 保険料等特定の収入により事業を行い、一般会計と区分して経理する会計。特定の事業や資金の運用の状況を明確にすることができる。
(平成 24 年度 15 会計)

企業会計 … 公共の福祉の増進を目的に経営する独立採算による事業会計
(平成 24 年度 3 会計)

(2) 一般会計決算の状況

一般会計では、歳入決算額と歳出決算額の収支差（形式収支）94 億円から翌年度繰越財源 29 億円を控除した実質収支は 65 億円となった。

一般会計決算

(単位:百万円)

区分	H24 A	H23 B	比較 A-B
1 歳入総額	280,043	294,180	△ 14,137
2 歳出総額	270,576	286,351	△ 15,775
3 形式収支 (1-2)	9,467	7,829	1,638
4 翌年度繰越財源	2,928	2,004	924
5 実質収支 (3-4)	6,540	5,825	715
6 単年度収支 (5-前年度5)	715	△ 61	776
7 積立金	42	58	△ 16
8 繰上償還金	704	73	631
9 財政調整基金取崩額	0	0	0
10 実質単年度収支 (6+7+8-9)	1,461	70	1,391

○実質収支 65 億円 (H23:58 億円、7 億円の増)

- ・形式収支 95 億円
⇒最終予算額に対し市税及び地方交付税の収入増並びに歳出の決算不用による
- ・実質収支 前年度比 7 億円の増
⇒前年度と比較し、公債費の増 (16 億円) 及び津波対策事業基金積立金の増 (10 億円) があったが、前年度に一般財源を充当して実施した都田地区企業用地の取得 (△24 億円) 及び浜松市土地開発公社用地の取得 (△12 億円) などに相当する大規模事業が減ったことによるもの ※金額の増減は一般財源ベース

《用語の解説》

形式収支 …………… 歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた額。

実質収支 …………… 形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額。正の値は累積黒字を示す。

単年度収支 …………… 実質収支から前年度の実質収支を引いた額。正の値は年度中に発生した黒字を示す。

実質単年度収支 …… 単年度収支の中には、実質的な黒字要素や赤字要素が含まれている。これらを加味した単年度収支のこと。

財政調整基金 …… 長期的視野に立った計画的な財政運営に向け、年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

(3) 決算の特徴

①市税収入は微減

～ 前年度対比で 5 億円の減 (△0.4%) ～

- ・固定資産税は、評価替えに伴う既存家屋の減価などにより 28 億円の減
 - ・個人市民税は、扶養控除の見直しなどにより 17 億円の増
 - ・事業所税は、合併により新たに浜松市となった地域における課税免除が終了したため 8 億円の増
- 【詳しくは P6】

②人件費の減

～ 前年度対比 (普通会計ベース) で 16 億円の減 (△3.4%) ～

- ・職員給は、定員適正化計画に基づく職員定数の減等により 6 億円の減
 - ・退職金は、定年退職者の減少等により 5 億円の減
- 【詳しくは P10】

③普通建設事業費の減

～ 前年度対比 (普通会計ベース) で 132 億円の減 (△25.6%) ～

- ・大型事業 (南部清掃工場改修事業、都田地区開発事業ほか) の完了により、補助事業で 49 億円、単独事業で 84 億円の減
- 【詳しくは P11】

④総市債残高 134 億円削減

～ プライマリーバランスの黒字を堅持 ～

- ・平成 24 年度末の総市債残高 5,040 億円 (H23 : 5,174 億円)
 - ・市民一人当たりの総市債残高 620 千円 (H23 : 633 千円、前年度対比△13 千円)
 - ・所要の事業量は確保しつつ、市債借入額を元金償還額以下に抑制
- ⇒中期財政計画の目標 (平成 26 年度末 5,000 億円未満) 達成に向け削減

【詳しくは P14】

《用語の解説》

普通会計 …… 一般会計など各会計の範囲は、地方公共団体ごとに異なるので、財政比較などをするために統一的に用いられる会計。浜松市では、一般会計と特別会計の一部が普通会計となる。

総市債残高 …… 一般会計、特別会計、企業会計すべての市債残高の合計。

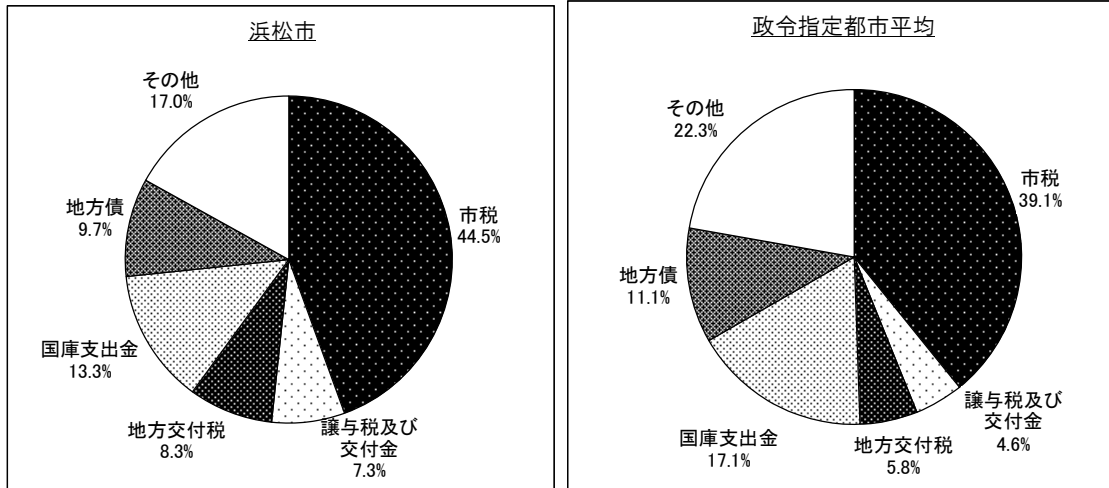
中期財政計画 …… 健全で持続可能な財政運営を行うため、平成 19 年度から 26 年度までの 8 年間の中期的な歳入及び歳出を見込み、『26 年度までに総市債残高 5,000 億円未満』の目標などを盛り込んだ計画。23 年 3 月に後期 4 年間の計画を見直した。

2 浜松市決算の分析

(1) 浜松市普通会計決算の特徴《歳入・歳出》

政令指定都市平均と比べ、歳入は市税収入の割合が、歳出は投資的経費の割合が高い。

● 歳入決算額



※政令指定都市平均は平成 25 年 8 月現在の速報値を集計したもの

※「譲与税及び交付金」は、地方譲与税と地方消費税交付金など各種交付金の合算

～ 歳入の 4 割強は市税収入 ～

- ・ 市税の割合は、政令指定都市平均を 5.4 ポイント上回っている。
- ・ 譲与税及び交付金の割合は、政令指定都市平均を 2.7 ポイント上回っている。
- ・ 地方交付税の割合は、政令指定都市平均を 2.5 ポイント上回っている。

【関連事項は資料編 P4】

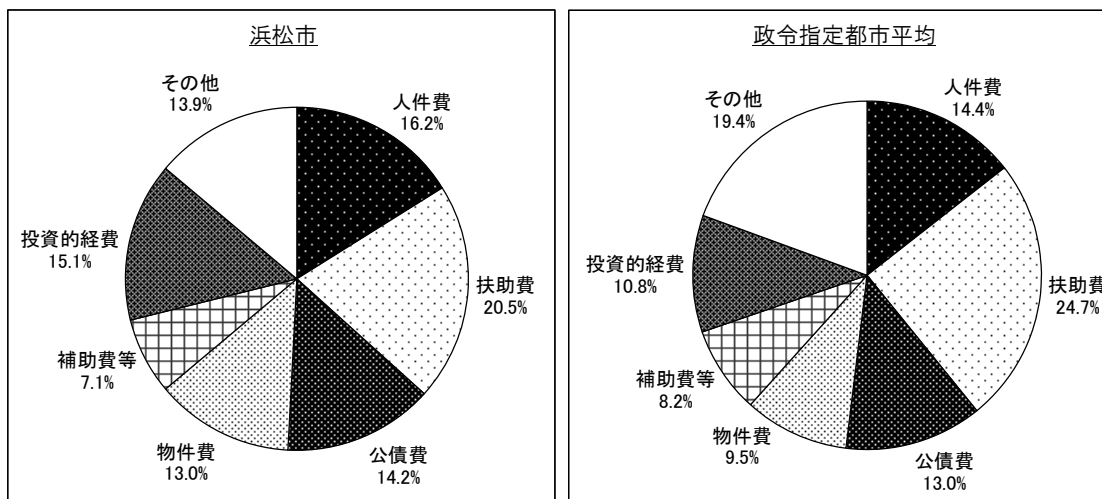
《用語の解説》

政令指定都市 … 政令指定都市は、組織、権能等について一般の市とは異なる取扱をされている。地方自治法の規定では、政令で指定された人口 50 万以上の市とされているが、実際には 100 万程度の人口や規模、行財政能力など旧大都市指定時の規模等を勘案し指定されている。市町村合併支援プランによる大規模な市町村合併の場合、人口要件が 70 万人程度に緩和されている。

地方交付税 …… 全ての地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、一定の水準を維持できるように、国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合を、基準により国が交付する税のこと。地方交付税は普通交付税と特別交付税に分かれている。

地方譲与税 …… 国税として徴収し、地方公共団体に対して譲与する税。

● 歳出決算額



※政令指定都市平均は平成 25 年 8 月現在の速報値を集計したもの

～ 割合が高い投資的経費 ～

- ・ 投資的経費の割合が高い

⇒投資的経費のうち単独事業の割合が、政令指定都市平均と比べると高い。

- ・ 扶助費の割合が低い

⇒扶助費の割合が低いことは生活保護の割合が低いことによるものであり、生活保護扶助費を除くと、扶助費の割合は政令指定都市平均より高くなる。

【関連事項は P13、資料編 P4、5】

《用語の解説》

投資的経費 … 道路の整備や施設建設など、将来にわたる資産形成のための工事費や用地取得費を投資的経費という。国の補助を受けて行う補助事業費と地方が独自に行う単独事業費、災害が発生したときに行う災害復旧費などがある。

扶助費 …… 社会保障制度の一環として、地方公共団体が各種の法令（生活保護法、児童福祉法、老人福祉法など）や独自の判断に基づき、社会保障を必要とする人に対する現金・物品等の給付に要する経費。

物件費 …… 委託料や使用料及び賃借料など、消費的性質の経費。

補助費等 …… 他の地方公共団体や国、法人等に対する負担金や補助金、報償費や補償金、賠償金などの経費。

(2) 普通会計歳入決算の状況

市債など歳出に連動する特定財源の減により歳入全体は減少した。

(単位：億円、%)

区分	H24 A	H23 B	増減 C(A-B)	増減率 C/B
市税	1,245	1,250	△ 5	△ 0.4
譲与税及び各種交付金	203	212	△ 9	△ 4.0
地方交付税	231	239	△ 8	△ 3.1
国庫支出金	372	392	△ 20	△ 5.1
地方債	271	371	△ 100	△ 27.0
その他	477	481	△ 4	△ 0.9
計	2,800	2,946	△ 146	△ 5.0

①市税決算の状況

～ 項目別では増減があったが、市税全体では昨年度並み ～

(単位：億円、%)

区分	H24 A	H23 B	増減 C(A-B)	増減率 C/B
市民税	552	533	19	3.5
個人市民税	447	430	17	3.8
法人市民税	105	103	2	2.1
固定資産税	507	535	△ 28	△ 5.3
事業所税	50	42	8	18.5
都市計画税	71	75	△ 4	△ 4.5
その他	65	65	0	△ 0.1
計	1,245	1,250	△ 5	△ 0.4

○市税収入 1,245 億円

⇒前年度比 5 億円の減

- ・固定資産税 507 億円
⇒評価替えに伴う既存家屋の減価により 28 億円の減
- ・個人市民税 447 億円
⇒年少扶養控除廃止により 17 億円の増
- ・事業所税 50 億円
⇒合併により新たに浜松市となった地域における課税免除終了により 8 億円の増

②地方交付税の状況

～ 大きな増減がなく、昨年度並み ～

(単位：億円、%)

区分	H24 A	H23 B	増減 C(A-B)	増減率 C/B
普通交付税	203	207	△ 4	△ 1.8
特別交付税	28	32	△ 4	△ 11.9
計	231	239	△ 8	△ 3.1

(単位：億円)

○地方交付税総額 231 億円

⇒前年度比 8 億円の減

- ・普通交付税 203 億円

⇒交付基準額の減により
4 億円の減

- ・特別交付税 28 億円

⇒東日本大震災関連の特例交付の減により 4 億円の減

区分	H24 A	H23 B	増減 C(A-B)
基準財政需要額	1,207	1,184	23
基準財政収入額	1,004	977	27
差引（交付基準額）	203	207	4

【関連事項は P18】

市域内税収について

浜松市域内で納められる税金には、市税のほかに国税、県税がある。

国税や県税は、国や県が直接実施する事業の財源となるほかに、地方交付税や、地方譲与税、各種交付金・補助金・委託金等として、事業内容や規模に応じて、各地方公共団体に配分されている。

市域内税収と配分額（平成 23 年度決算）

国税・県税のうち、国・県支出金や地方交付税など直接的な市への配分は 50.1% で市税を含めた市域内税収のうち 65.7% が市により市域内で活用されている。

区分	市域内税収			平成23年度の状況	
	23年度決算 A	22年度決算	増減率	直接配分額 B	配分割合 B/A
国税	1,911億円	1,848億円	3.5%	955億円	50.0%
県税	832億円	837億円	△0.6%	418億円	50.3%
小計	2,744億円	2,685億円	2.2%	1,374億円	50.1%
市税	1,250億円	1,238億円	1.0%	1,250億円	100.0%
合計	3,994億円	3,923億円	1.8%	2,624億円	65.7%

※国税・県税は推計値。直接配分額は、特別会計・企業会計を含む全会計ベース。

③市債（借入）の状況

～ 過去最大の借入を行った前年度から大きく減 ～

(単位：億円、%)

区分	H24 A	H23 B	増減 C(A-B)	増減率 C/B
通常の市債	78	87	△ 9	△ 11.2
合併特例債（特例債、推進債）	29	117	△ 88	△ 74.9
災害復旧債	5	8	△ 3	△ 34.2
臨時財政対策債	158	159	△ 1	△ 0.0
計	271	371	△ 100	△ 27.0

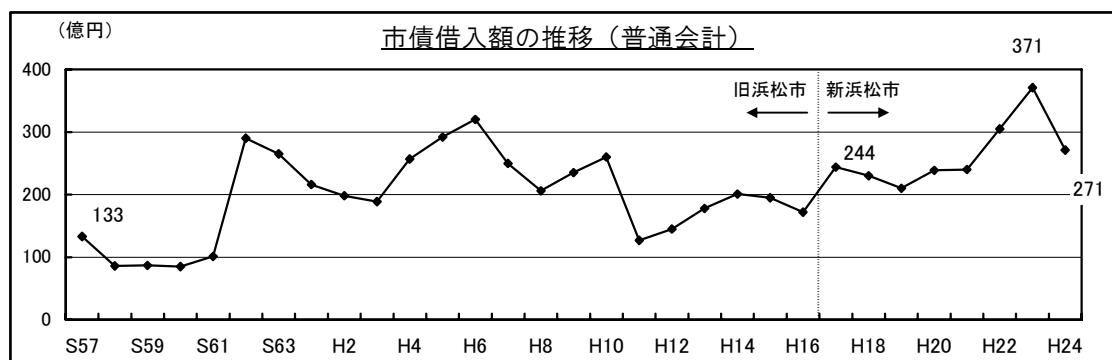
市債借入額 271 億円

⇒前年度比 100 億円の減

- ・ 合併特例債 29 億円

⇒平成 23 年度に、大規模事業が集中していたため、88 億円の減。

南部清掃工場改修△29 億円、地域振興等基金積立金△38 億円



【関連事項は資料編 P16】

《用語の解説》

臨時財政対策債 … 平成 13 年度から地方財政の収支不足対策として、措置されたもの。後年度、発行可能額に対する元利償還金相当額全額が地方交付税の基準財政需要額に算入される。

合併特例債 …… 合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費等については、合併特例債を財源とすることができる。償還の際には、元利償還金の 7 割（合併推進債は 5 割）が地方交付税の基準財政需要額に算入される。

義務的経費 …… 職員などの人件費、福祉サービス経費などの扶助費、市の借金返済経費である公債費は、固定的な経費としての性格が強いため義務的経費という。

(3) 普通会計歳出決算の状況

普通会計決算全体では162億円の減。義務的経費はおおむね前年度並みの一方、大規模な普通建設事業の終了などの影響により投資的経費が減少した。

目的別では、防災・減災事業を中心に消防費が増加した。

性質別歳出決算

(単位：億円、%)

区分	H24 A	H23 B	増減 C(A-B)	増減率 C/B
義務的経費	1,375	1,377	△ 2	△ 0.1
人件費	437	453	△ 16	△ 3.4
扶助費	555	559	△ 4	△ 0.6
公債費	383	365	18	4.9
物件費	352	368	△ 16	△ 4.2
補助費等	193	185	8	4.1
投資的経費	408	540	△ 132	△ 24.5
その他	376	397	△ 21	△ 5.3
計	2,705	2,867	△ 162	△ 5.6

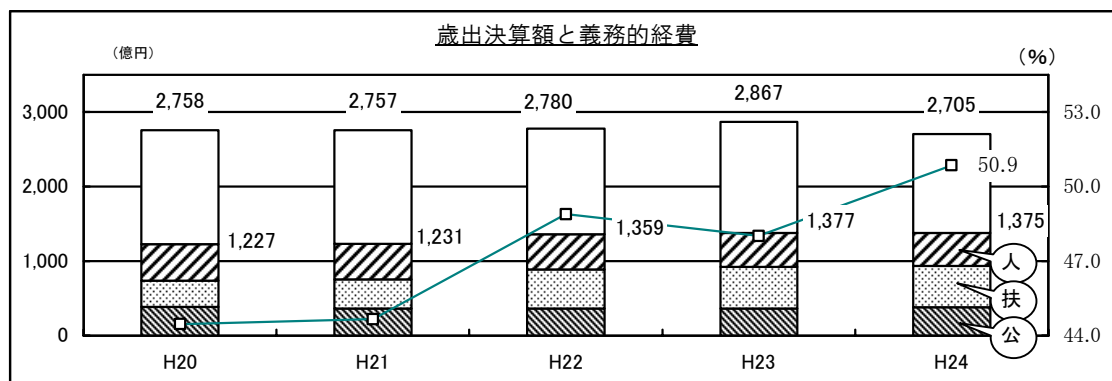
目的別歳出決算

(単位：億円、%)

区分	H24 A	H23 B	増減 C(A-B)	増減率 C/B
総務費	382	443	△ 61	△ 13.8
民生費	877	886	△ 9	△ 1.0
衛生費	222	271	△ 49	△ 18.1
土木費	407	431	△ 24	△ 5.6
消防費	106	97	9	9.3
その他	711	739	△ 28	△ 3.8
計	2,705	2,867	△ 162	△ 5.7

① 義務的経費

～ 歳出総額の減少に伴い、義務的経費の割合が50%を超える ～



○人件費 437 億円

⇒定員適正化計画に基づく職員定数の減等により、16 億円の減

人件費の決算額

(単位：億円、%)

区分	H24 A	H23 B	増減 C(A-B)	増減率 C/B
職員給 (職員定数△115人)	292	298	△ 6	△ 2.0
退職金	43	48	△ 5	△ 10.4
その他	102	107	△ 5	△ 4.7
計	437	453	△ 16	△ 3.5

○扶助費 555 億円

⇒制度改正による児童手当の減（所得制限の導入）などにより、4 億円の減

⇒ただし、障害者（児）自立支援給付事業などの社会福祉費は 16.7%の伸び

扶助費の決算額

(単位：億円、%)

区分	H24 A	H23 B	増減 C(A-B)	増減率 C/B
児童福祉費	285	302	△ 17	△ 5.6
社会福祉費	126	108	18	16.7
生活保護費	109	113	△ 4	△ 3.5
老人福祉費	20	19	1	5.3
その他	15	17	△ 2	△ 11.8
計	555	559	△ 4	△ 0.7

○公債費 383 億円

⇒近年の臨時財政対策債借入の増加及び繰上償還に伴い、18 億円の増

公債費の決算額

(単位：億円、%)

区分	H24 A	H23 B	増減 C(A-B)	増減率 C/B
臨時財政対策債	71	58	13	21.0
繰上償還	7	1	6	864.6
その他	306	306	0	△ 0.2
計	383	365	18	4.9

【関連事項は P16、資料編 P16】

②投資的経費

～ 大型事業終了などにより 132 億円の減 ～

投資的経費の決算額

(単位：億円、%)

区分	H24 A	H23 B	増減 C(A-B)	増減率 C/B
普通建設事業	383	514	△ 131	△ 25.6
補助事業	139	188	△ 49	△ 26.1
単独事業	229	313	△ 84	△ 26.8
その他	14	13	1	11.7
災害復旧事業	25	26	△ 1	△ 2.0
計	408	540	△ 132	△ 24.5

○普通建設事業（補助事業） 139 億円

⇒南部清掃工場改修事業の終了（△41 億円）などにより 49 億円の減

○普通建設事業（単独事業） 229 億円

⇒ともに土地購入費を主な内容とする、都田地区開発事業の終了（△39 億円）及び資産活用事業の減少（△15 億円）などにより 84 億円の減

③防災・減災事業

～ 東日本大震災を機に、防災・減災事業を最優先課題として実施 ～

○防災・減災事業 49 億円

⇒前年度比 33 億円の増

<消防費の主なもの>

- ・津波避難タワー、津波避難マウンド、屋上避難階段設置等の津波対策事業
⇒前年度比 5 億円の増（1 億円→6 億円）
- ・防災資機材等の整備事業
⇒前年度比 1 億円の増（2 億円→3 億円）
- ・津波対策事業基金の創設及び積み立て
⇒前年度比 11 億円の増（皆増）

<土木費の主なもの>

- ・落橋防止のための橋りょう耐震補強事業
⇒前年度比 1 億円の増（6 億円→7 億円）
- ・公共施設の耐震補強及び計画的な修繕、改修による長寿命化推進事業
⇒前年度比 1 億円の増（5 億円→6 億円）

(4) 財政指標による市財政状況の分析

① 主な財政指標の他都市比較

～ 主な財政指標は、23 年度と比べ全て悪化 ～

(単位：％、ポイント)

区分	浜松市			平成24年度の状況	
	H24 A	H23 B	比較 A-B	類似都市 平均	政令指定都市 平均
財政力指数	0.85	0.86	△ 0.01	0.83	0.84
経常収支比率（％）	89.6	87.7	1.9	91.8	94.9
実質的な経常収支比率（％）	98.5	96.3	2.2	102.9	105.7

※類似都市平均、政令指定都市平均は平成 25 年 8 月現在の速報値を集計したもの

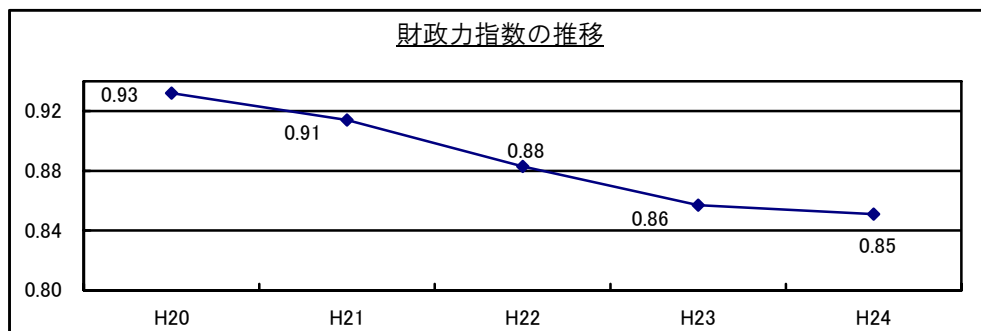
※経常収支比率は臨時財政対策債を経常一般財源に含めて計算したもの

※実質的な経常収支比率とは、臨時財政対策債を経常一般財源に含まないで計算したもの

【関連事項は資料編 P12、P15、P16】

② 財政力指数

～ 景気低迷が続き、4 年連続で悪化 ～



○平成 24 年度 0.85

⇒対前年比 0.01 悪化

- ・平成 24 年度の基準財政収入額は前年度からは増加したものの、3 カ年平均の財政力指数の増減に影響する平成 21 年度のレベルまで回復していない
- ・類似都市平均、政令指定都市平均と同水準 【関連事項は資料編 P12、16】

《用語の解説》

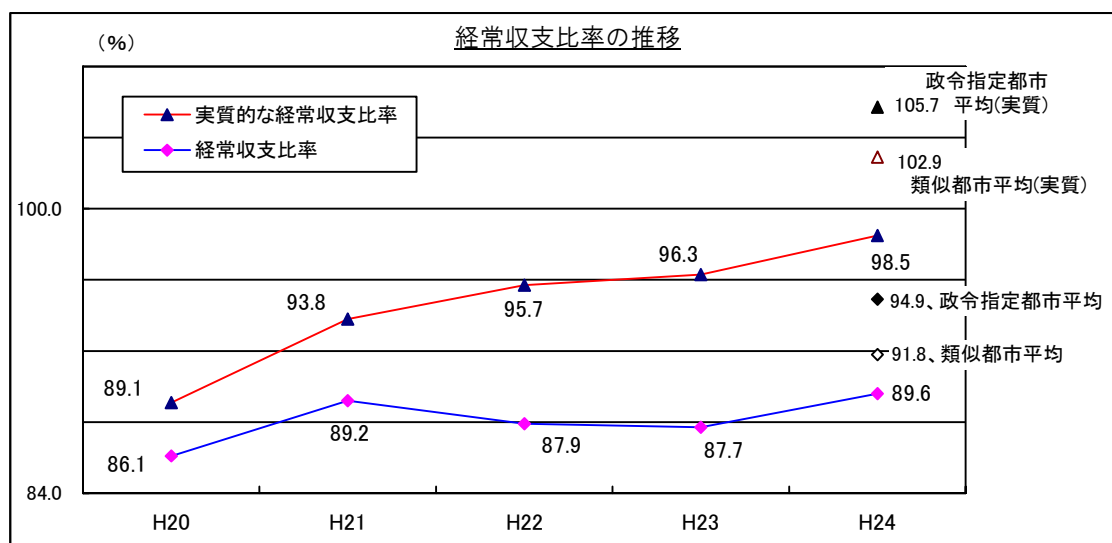
財政力指数 …… 基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 カ年の平均値。指数は高い方が良い。

基準財政収入額 … 各団体の財政力を合理的に測定するために標準的な状態で見込まれる税収入等を一定の方法によって算定した額。

基準財政需要額 … 各団体の行政運営のための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額。

③経常収支比率

～ 道路小修繕等維持補修費の増により指標は悪化 ～



○平成 24 年度 89.6% (実質的な比率 98.5%)

⇒維持補修費や公債費の増により悪化

- ・類似都市平均及び政令指定都市平均より良好
⇒他の政令指定都市に対し、投資的経費等の臨時経費に充てることができる経常財源が多い。
- ・臨時財政対策債を除いた実質的な経常収支比率は 98.5%と、硬直化が進んでいる。
- ・経常収支比率の改善に向けては、市税をはじめとした経常一般財源収入の増が期待されるとともに、経常経費の不断の見直しが不可欠。

【関連事項は資料編 P12、15】

《用語の解説》

経常収支比率 …… 人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見ることにより、市町村の財政構造の弾力性を判断する指標。比率が低い程、弾力性があると言える。

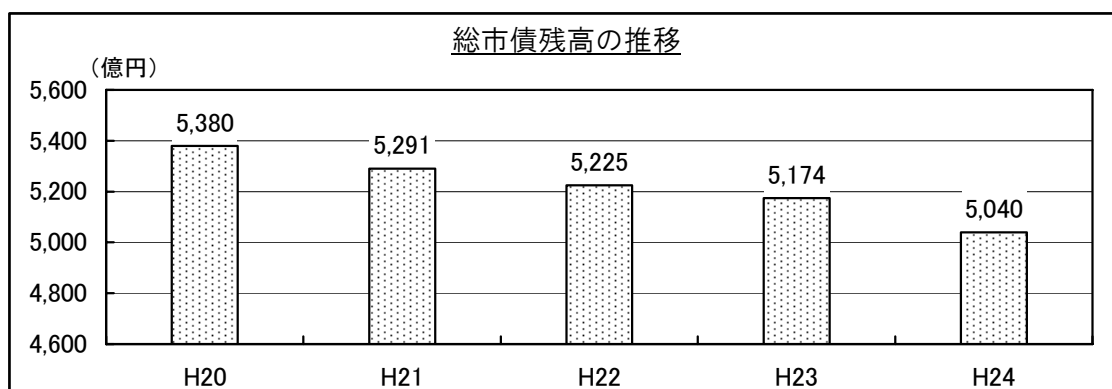
実質的な経常収支比率 … 経常収支比率算定の分母となる経常一般財源から、借金である臨時財政対策債を除いたもの。

(5) 総市債残高

(単位：億円)

区分	H23	H24			年度末残高 A-D
	年度末残高 A	元金償還 B	借入 C	プライマリー バランス D(B-C)	
1 一般会計	2,804	334	271	63	2,741
2 特別会計市債残高	120	13	4	9	111
3 企業会計市債残高	2,250	174	112	62	2,188
総市債残高	5,174	521	387	134	5,040

※元金償還には、満期一括償還に備えた減債基金の積立額も算入している
 ※地域振興等基金造成のための借入れについて未償還残高を控除している



(千円)

区分	浜松市	類似都市 平均	政令指定都市 平均
H24市民一人当たり総市債残高	620	732	1,150

～ プライマリーバランスの黒字を堅持 ～

○総市債残高 5,040 億円

⇒前年度比 134 億円の減

- ・事業の必要性を精査し、借入額をコントロールすることで、市債全体の借入額を元金償還額以下に抑制（プライマリーバランスの黒字を確保）
 - ・市民一人当たりの総市債残高は 620 千円で、前年度比 13 千円の減
 - ・政令指定都市平均 1,150 千円及び類似都市平均 732 千円を下回る残高
 - ・中期財政計画の目標（平成 26 年度末総市債残高 5,000 億円未満）達成に向けた財政運営
- 【関連事項は資料編 P13、P15】

《用語の解説》

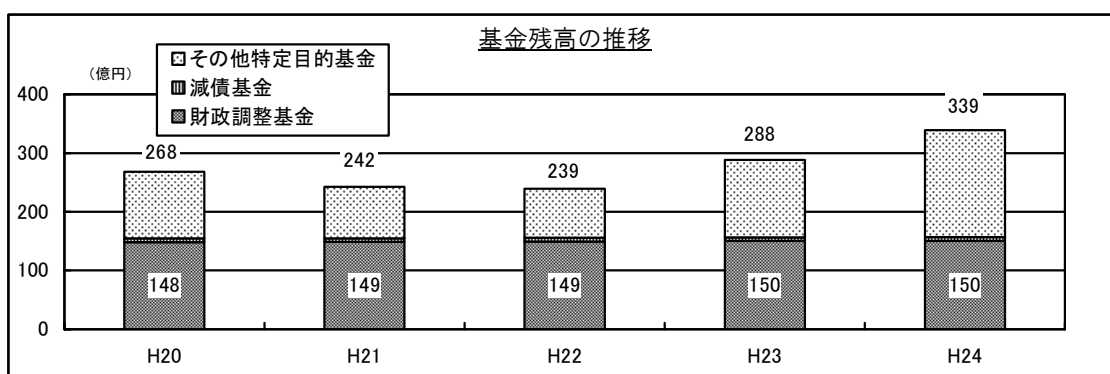
プライマリーバランス … 市債の借入額と償還額（元金と利子）とを比較した基礎的財政収支。本市ではより厳しい条件である元金償還と比較している。元金と比較した場合、黒字額の分だけ市債残高が減少する。

(6) 基金残高

(単位：億円)

区分	H23	H24		
	年度末残高 A	積立金 B	取崩 C	年度末残高 A+B-C
1 財政調整基金	150	0	0	150
2 減債基金	7	0	0	7
3 その他特定目的基金	131	71	21	181
計	288	72	21	339

※減債基金は、満期一括償還に備えた積立額を除いている



(千円)

	浜松市	類似都市 平均	政令指定都市 平均
H24市民一人当たり基金残高	42	35	37

～ 商工業振興施設整備基金等への積立により基金残高は増加 ～

○基金残高 339 億円

⇒前年度比 51 億円の増

- ・ 商工業振興施設整備基金 25 億円、資産管理基金 14 億円の増
- ・ 津波から市民の生命、身体及び財産を守るため津波対策事業基金を創設 (11 億円)
- ・ 市民一人あたりの基金残高 42 千円、前年度より 6 千円の増
⇒類似都市平均 35 千円、政令指定都市平均 37 千円を上回る水準
- ・ 予期しない歳入減や特定の目的のために一定の基金残高が必要

【関連事項は資料編 P14、16】

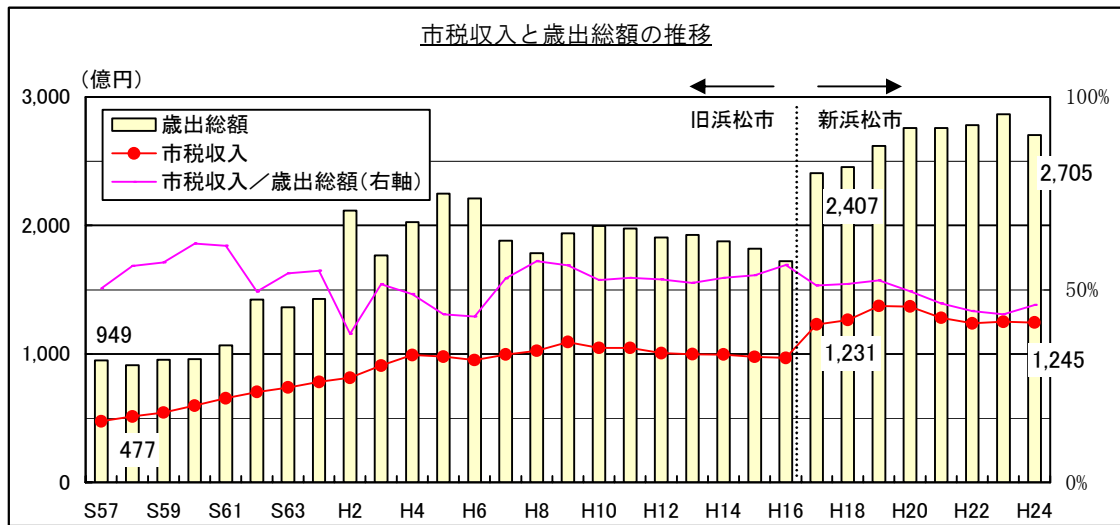
《用語の解説》

減債基金 …………… 公債費の償還を計画的に行うための資金を積立てる目的で設けられた基金。

特定目的基金 …… 美術館資料購入基金など特定の目的を計画的に実施できるよう資金を積立てる目的で設けられた基金。

(7) 長期的な経年変化で見た現状分析

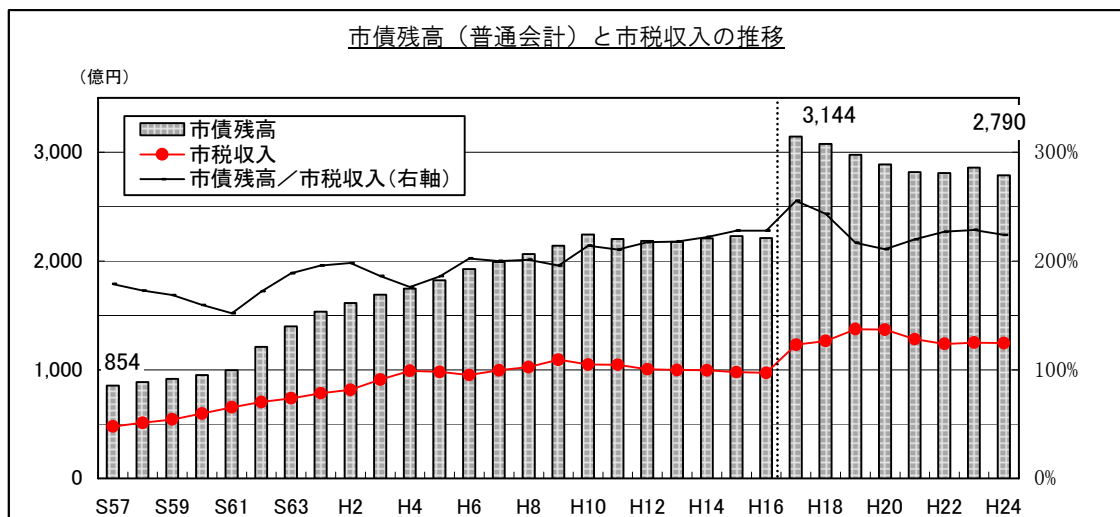
①市税収入と歳出総額の推移



～ 歳出を市税で賄っている割合は 5 割以下 ～

- ・市町村合併のあった平成 17 年度と比べ、平成 24 年度の歳出総額は 12%増加し、歳出を市税で賄っている割合が平成 24 年度は 46.0%と、5 年連続で 5 割に満たない。
- ・5 割を切る状況は、バブル景気崩壊後の税収が落ち込む中、経済対策によって歳出規模が拡大した平成 5～6 年に匹敵する状況。

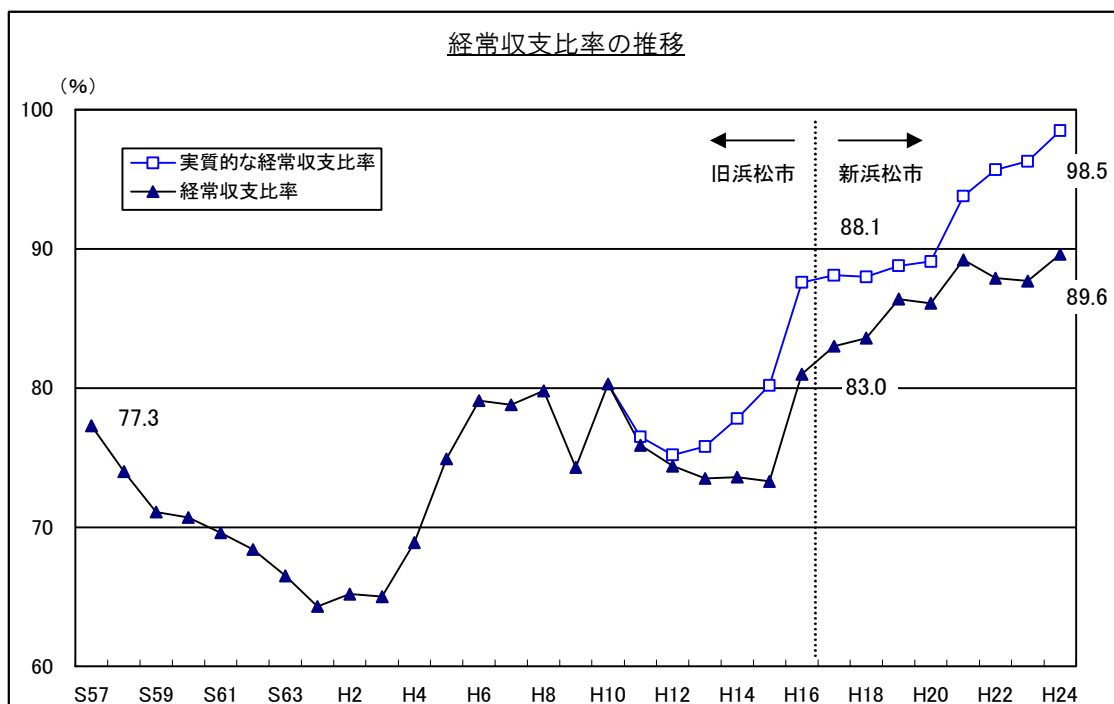
②市債残高（普通会計）と市税収入の推移



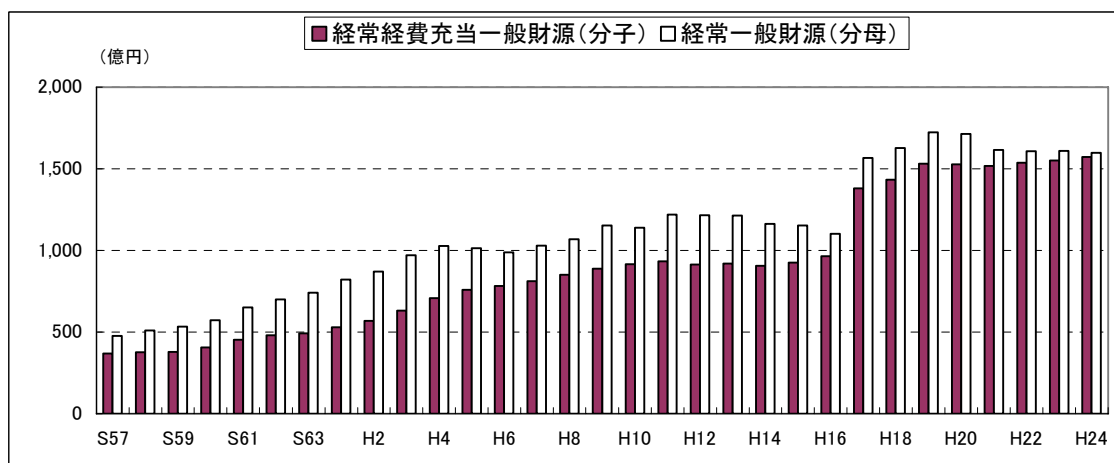
～ 市債残高は市税収入の 2 倍を超える状況が続く ～

- ・市税収入に対する市債残高の割合は、平成 6 年にバブル景気崩壊後の経済対策のため初めて 200%を超えた後も上昇を続け、市町村合併のあった平成 17 年度に一時 250%を上回ったが、近年の行財政改革により減少傾向にあった。
- ・平成 22 年度以降は、市税収入の伸び悩みと臨時財政対策債の発行増加などにより、市税収入に対する市債残高の割合の減少傾向は 225%前後で停滞している。

③ 経常収支比率



※実質的な経常収支比率は、経常収支比率算定時に分母となる経常一般財源から、借金である臨時財政対策債を除いたもの（H11～H18は、減税補てん債も除く）



～ 硬直的な財政構造 ～

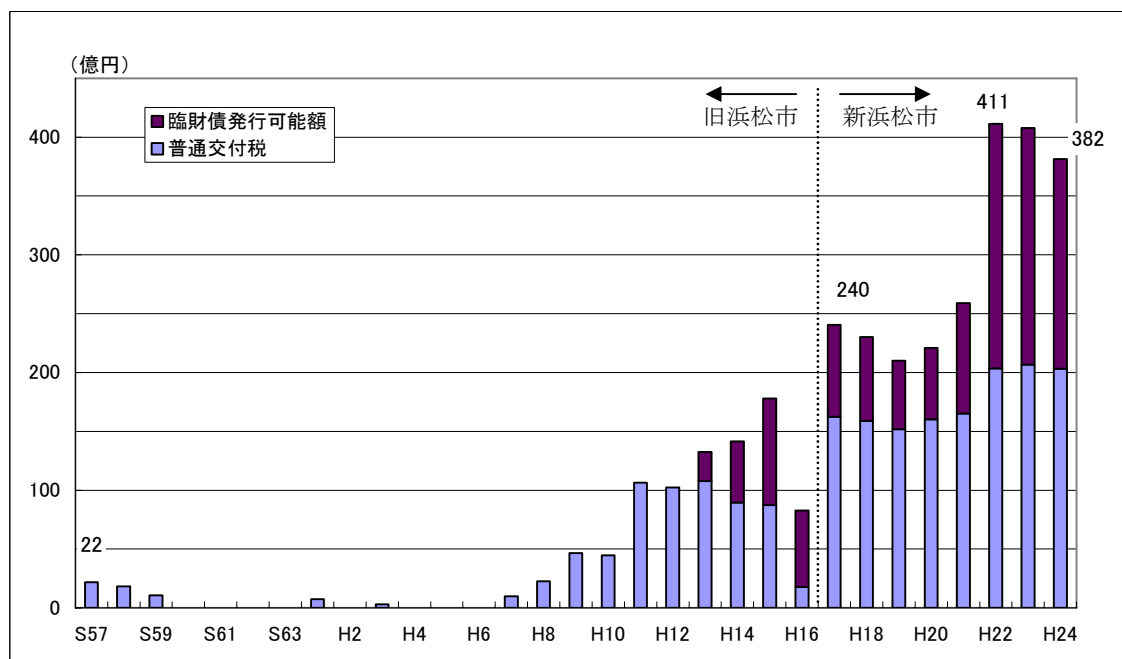
○ 経常収支比率 89.6% (過去最も高い値)

⇒臨時財政対策債を地方交付税と同様に捉え税等一般財源に含めるとしても、硬直的な財政構造。

○ 実質的な経常収支比率 98.5% (過去最も高い値)

⇒経常経費で経常財源をほとんど使い切る状況で、経常経費以外の経費に充当できる額が小さくなっている。

④普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額（財源不足額）



- ・平成 13 年度から、財源不足額を国と地方で折半し、地方負担分を臨時財政対策債の発行により補填する方式が導入された。これに伴い、普通交付税の一部を臨時財政対策債発行可能額に振り替えて交付されることとなった。（臨時財政対策債に係る元利償還金は全額後年度の基準財政需要額へ算入）
- ・平成 17 年度の市町村合併後 10 年間は、合併特例期間として合併算定替による普通交付税算定の特例の対象となるが、平成 28 年度以降の 5 年間で段階的に縮減される。
- ・リーマンショックによる歳入減や近年の高齢者給付費等の扶助費増の影響に伴い、財源不足額が増加し、平成 22 年度以降は 400 億円前後で推移している。
- ・平成 22 年度における臨時財政対策債発行可能額は、算定方法が改正されたことに伴い増加した。

《用語の解説》

財源不足額 … 地方交付税の算定に用いられる財政運営上の財源不足額。
（基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額）

合併算定替 … 合併後 10 年間は合併前の旧市町村ごとに算定した普通交付税の総額が保障され、合併した市町村を一団体として普通交付税を算定する一本算定による算出額と比較しいずれか多い額が交付される。
（合併後 10 年経過後は、5 年間で段階的に縮減される）

★POINT

本市の普通会計の状況を家計簿にたとえると

平成 24 年度普通会計決算を家計に例えました。



- ①仮に世帯全体での月収を 50 万円だとすると、給与とパート収入が 36 万円、借金が 4 万 9 千円、奨学金などの助成金が 9 万 1 千円となります。
- ②一方、支出の主なもの、住宅改修・電化製品の購入などに 8 万 4 千円、医療費 9 万 9 千円、食費 7 万 8 千円、借金の返済が 6 万 8 千円です。
- ③一世帯当たりの借金は 87 万 2 千円、貯金は 10 万 6 千円という状況です。

給料やパート収入だけではまかないきれないため、借金に頼っています。このような苦しい状況では、限られた収入を大切に使うため、家計簿をしっかりとつけて、使いみちを計画的に考えることが必要です。

収入

浜松市普通会計		決算額	家計に例えた場合	月額
1	市税	1,245億円	給与のうち基本給	22.2万円
2	地方譲与税など	438億円	給与のうち諸手当	7.8万円
3	市税以外の自主財源	336億円	パート収入など	6.0万円
4	市債	271億円	ローンでまかなっている額	4.9万円
5	国・県支出金	510億円	奨学金、医療費などに対する助成	9.1万円
収入計		2,800億円	収入計	50.0万円

支出

浜松市普通会計		決算額	家計に例えた場合	月額
1	人件費	437億円	食費	7.8万円
2	扶助費	555億円	医療費など	9.9万円
3	公債費	383億円	ローンの返済	6.8万円
4	物件費	352億円	光熱水費・通信費	6.3万円
5	投資的経費・維持補修費	468億円	住宅などの改修・家電製品の買替など	8.4万円
6	補助費・貸付金など	231億円	友人への貸付・援助など	4.1万円
7	積立金	72億円	貯金	1.3万円
8	繰出金	207億円	子への仕送り	3.7万円
支出計		2,705億円	支出計	48.3万円

項目	24年度 A		23年度 B		比較 (A-B)	
	残高	世帯当たり 残高	残高	世帯当たり 残高	残高	世帯当たり 残高
ローン残高 (普通会計市債残高)	2,790億円	87.2万円	2,860億円	89.7万円	△ 70億円	△2.5万円
預貯金残高 (普通会計積立基金残高)	339億円	10.6万円	288億円	9.0万円	51億円	1.6万円

3 健全化判断比率の分析

～ 前年度と比較し、健全化判断比率が改善 ～

財政健全化法による健全化判断比率

(単位：％、ポイント)

区分	浜松市			類似都市 平均	政令指定 都市平均	早期健全 化基準
	H24 A	H23 B	比較 A-B			
実質赤字比率	黒字	黒字	-	-	-	11.25
連結実質赤字比率	黒字	黒字	-	-	-	16.25
実質公債費比率	11.5	11.7	△ 0.2	9.1	11.2	25.0
将来負担比率	28.3	52.9	△ 24.6	66.0	132.6	400.0

※早期健全化基準は、浜松市の場合の値（財政規模等に応じて異なる）

【対象とする会計は資料編 P18】

- ・本市は、早期健全化基準をいずれも大幅に下回っている。
- ・実質公債費比率は、類似都市平均、政令指定都市平均を上回っている。
- ・将来負担比率は、類似都市平均、政令指定都市平均を大幅に下回っている。

【関連事項は資料編 P17】

(1) 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を示すもの

○実質赤字比率 黒字 (H23 黒字)

⇒対象となる一般会計等において、繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額（実質赤字額）がないため、黒字。

- ・区分別の実質収支の内訳
 - 一般会計 … 65 億円
 - 一般会計等に属する特別会計 … 0.1 億円

⇒実質収支の額は前年度より 7.1 億円の増

【関連事項は資料編 P19】

《用語の解説》

財政健全化法 … 地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るために施行された法律。正式名称は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」。

法適用企業 …… 経営などが規定されている地方公営企業法の適用を受ける公営企業。本市では、病院事業、水道事業、下水道事業が該当。

(2) 連結実質赤字比率

地方公共団体全体としての赤字の程度を示すもの

実質収支額（資金不足・剰余額）の状況

(単位：千円)

区分		H24 A	H23 B	比較 A-B
一般会計		6,539,706	5,824,918	714,788
特別会計	一般会計等に属するもの	9,717	15,210	△ 5,493
	その他	3,315,457	3,539,468	△ 224,011
公営企業会計	法適用企業	15,431,547	14,025,587	1,405,960
	法非適用企業	114,760	70,877	43,883
計		25,411,187	23,476,060	1,935,127

○連結実質赤字比率 黒字 (H23 黒字)

⇒対象となる会計の実質収支及び資金剰余額は、合計で254億円 (H23 235億円)

・区分別の実質収支及び剰余金の内訳

⇒一般会計 … 65億円

⇒一般会計等に属する特別会計 … 0.1億円

⇒一般会計等以外の特別会計 … 33億円

(国民健康保険事業21億円、小型自動車競走事業7億円など)

⇒公営企業会計(法適用) … 154億円

(水道事業99億円、病院事業38億円など)

⇒公営企業会計(法非適用) … 1億円

・前年度に引き続き、全ての会計で黒字

【関連事項は資料編P19】

《用語の解説》

実質赤字比率 …… 一般会計等に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものの。

連結実質赤字比率 … 下水道など公営企業を含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものの。

実質公債費比率 … 地方公共団体の借入金の返済額(準ずるものを含む)の大きさを、財政規模に対する割合で表したものの。3カ年平均で算定。

将来負担比率 …… 地方公共団体の借入金など現在抱えている負債の大きさを、財政規模に対する割合で表したものの。

(3) 実質公債費比率

資金繰りの程度を示すもの

○実質公債費比率（3ヵ年平均） 11.5%（H23 11.7%）

⇒早期健全化基準（25.0%）の半分以下の値

- ・市債残高の削減に伴う元利償還金の減
- ・都市計画税収の増に伴う特定財源の増
- ・単年度数値（11.5%）では、平成23年度（11.1%）に対し0.4ポイント増加

【関連事項は資料編 P20】

(4) 将来負担比率

将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

○将来負担比率 28.3%（H23 52.9%）

⇒早期健全化基準（400.0%）を大きく下回る水準

- ・公営企業等への繰入見込額の減（△63億円）
⇒下水道事業算入△49.4億円、病院事業算入△10.6億円ほか
- ・債務負担行為に基づく負担見込額の減（△29億円）
⇒都田地区事業用地△11.4億円、船明地区墓地整備公有財産△3.9億円ほか
- ・設立法人の負債額等負担見込額の減（△52億円）
⇒土地開発公社△39.5億円、第三セクター等△12.6億円
- ・充当可能基金額の増（+98億円）
⇒商工業振興施設整備基金+25.0億円、資産管理基金+13.6億円、津波対策事業基金+10.5億円ほか

【関連事項は資料編 P21】

(5) 今後の方針

関連する会計及び団体等の会計において、健全性を維持する財政運営を行うため、これまでの取り組みを引き続き実施する。

⇒中期財政計画の着実な実行

（総市債残高を26年度末までに5,000億円未満に削減）

《用語の解説》

債務保証 … 債務が履行されない場合に、自治体が支払を保証すること。

損失補償 … 損失が生じた場合に、自治体が補償すること。

4 浜松市の財務書類

(1) 公会計改革

現在、地方公共団体の予算・決算は、現金収支に着目した「現金主義・単式簿記」が採用されている。この制度は、現金の動きがわかりやすい反面、資産や負債などのストック情報や行政サービスを提供するために発生したコスト情報が不足している。

これに対応するため、「発生主義・複式簿記」による企業会計的手法を導入する動きが広がり「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（平成18年8月31日総務事務次官通知）」では「都道府県、人口3万人以上の都市は、3年後までに、4表の整備又は4表作成に必要な情報の開示に取り組むこと。」とされた。

<浜松市における公会計改革の取り組み>

- 平成18年 4月 浜松市新公会計制度研究会
- 12月 浜松市公会計改革アクションプランの策定
- 平成19年 4月 浜松市行政経営基幹システムへ発生主義・複式簿記システムの導入に向けた準備、検討を開始
- 9月 総務省方式改訂モデルによる普通会計財務4表及び連結BS作成
- 平成21年 4月 行政経営基幹システム「コアら（複式簿記システム含む）」稼働
- 平成22年 9月 基準モデルによる普通会計財務4表を作成

(2) 作成書類

平成24年度決算において、総務省方式改訂モデルによる普通会計及び連結財務4表、基準モデルによる普通会計財務4表を作成し、本資料において公表する。

ア 総務省方式改訂モデル

固定資産台帳や個々の複式記帳によらず、地方財政状況調査（決算統計）のデータを活用して財務書類を作成することが認められている。

【詳しくは P28】

イ 基準モデル

開始貸借対照表を固定資産台帳等に基づき作成し、現金取引情報に止まらず、ストック・フロー情報を網羅的に公正価値で把握したうえで、個々の取引情報を発生主義により発生の都度又は期末に一括して複式記帳して作成することを前提としている。本市では、期末に一括して複式記帳を行っている。

【詳しくは P34】

(3) 総務省方式改訂モデルに基づく財務書類

① バランスシート

バランスシート（貸借対照表）は、年度末における

- ◆資産＝将来の世代に引き継ぐ社会資本及び債務返済の財源等 と
- ◆負債＝将来の世代の負担となる債務 及び
- ◆純資産＝これまでの世代の負担 とを対比させて表示したものである。

- ・ 普通会計における資産に対する負債と純資産の割合はおおよそ 2 : 8
- ・ 外郭団体を含む連結ベースでの資産に対する負債と純資産の割合はおおよそ 3 : 7

【普通会計 バランスシート 総務省方式改訂モデル】 平成 25 年 3 月 31 日現在

資産 1兆5,209億円		負債 3,359億円	
1 公共資産 1兆4,316億円		1 地方債 2,865億円	
(1)有形固定資産		2 未払金 1億円	
①建物など 8,804億円		3 退職手当引当金 454億円	
②土地 5,317億円		4 その他 39億円	
(2)売却可能資産 195億円		純資産 1兆1,850億円	
2 投資等 551億円		1 国県補助金等 2,252億円	
3 流動資産 342億円		2 一般財源等 9,534億円	
		3 資産評価差額 64億円	

【連結 バランスシート 総務省方式改訂モデル】 平成 25 年 3 月 31 日現在

資産 2兆1,043億円		負債 5,911億円	
1 公共資産 1兆9,697億円		1 地方債 5,143億円	
(1)有形固定資産		2 未払金 78億円	
①建物など 1兆3,922億円		3 退職手当引当金 555億円	
②土地 5,566億円		4 その他 135億円	
(2)売却可能資産 209億円		純資産 1兆5,132億円	
2 投資等 563億円		1 国県補助金等 3,525億円	
3 流動資産 776億円		2 一般財源等 1兆1,388億円	
4 繰延勘定 7億円		3 資産評価差額 219億円	

【関連事項は資料編 P22～P25、P29、P32～P33 及び P37～P41 参照】

③ 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、税金や国県補助金相当額の減価償却などによる期首から期末への純資産の増減の動きを表した財務書類である。純資産を構成する地方税等に加え、国県補助金等についても要因別の増減を把握することができる。

- ・普通会計では、純経常行政コストに対する地方税、地方交付税の経常的な財源の占める割合が65%、補助金の割合が22%である。
- ・普通会計では、地方税等の経常的な財源が、純経常行政コストを下回っている。
- ・連結ベースでは、各特別会計・外郭団体等における経常的な財源が、純経常行政コストを上回っている。

【純資産変動計算書 総務省方式改訂モデル】

自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日

単位：億円

区分	普通会計	連結
期首純資産残高	1兆1,850億円	1兆5,094億円
1 純経常行政コスト	△2,272億円	△2,883億円
2 財源調達		
(1) 地方税	1,242億円	1,242億円
(2) 地方交付税	231億円	231億円
(3) 補助金	510億円	1,235億円
(4) その他	285億円	212億円
3 資産評価替	4億円	4億円
4 その他純資産変動額	0	△6億円
純資産増加額	0	35億円
期末純資産残高	1兆1,850億円	1兆5,129億円

【関連事項は資料編P22～P23、P27、P31及びP35】

④ 資金収支計算書

資金収支計算書は、1年間の資金（現金）の収支を、経常的収支の部、公共資産整備収支の部、投資・財務的収支の部の3つに区分して計上した計算書である。

- ・期首に比べて現金残高が16億円増加。
- ・なお、地方債の発行額、償還額及び財政調整基金等積立額を加味した基礎的財政収支は128億円の黒字であった。（基礎的財政収支の算出については、資料編P36参照）

【資金収支計算書 総務省方式改訂モデル】

自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日

単位：億円

1 経常的収支の部	普通	連結	2 公共資産整備収支の部	普通	連結
(1) 人件費	452	591	(1) 公共資産整備支出	260	333
(2) 物件費	352	521	(2) 公共資産整備補助金等支出	93	92
(3) 社会保障給付	555	2,288	(3) その他支出	14	1
(4) 他会計等への支出	267	0	支出合計	367	426
(5) その他支出	240	598	(1) 国県補助金等	85	117
支出合計	1,866	3,998	(2) 地方債発行額	103	144
(1) 地方税	1,245	1,245	(3) その他収入	19	18
(2) 地方交付税	231	231	収入合計	207	279
(3) 国県補助金等	424	1,113	公共資産整備収支額	160	147
(4) その他収入	510	2,148			
収入合計	2,410	4,737	3 投資・財務的収支の部	普通	連結
経常的収支額	544	739	(1) 貸付金	27	27
			(2) 基金積立額	97	100
			(3) 地方債償還額	316	499
			(4) その他支出	32	101
			支出合計	472	727
			(1) 貸付金回収額	32	53
			(2) 公共資産売却収入	55	58
			(3) その他収入	17	87
			収入合計	104	198
			投資・財務的収支額	368	529
当年度歳計現金増減額	16	63			
期首歳計現金残高	79	584			
期末歳計現金残高	95	647			

【関連事項は資料編P22～P23、P28、P31及びP36】

⑤ 財務書類に関する注記

総務省方式改訂モデルにおける普通会計の各財務書類は次に基づき作成している。

ア 対象とする会計の範囲は普通会計とする。

イ 対象年度は平成24年度とし、基準日は平成25年3月31日とする。ただし、出納整理期間中（平成25年4月1日から平成25年5月31日まで）の取り引きを含む。

ウ 固定及び流動の区分は一年基準とする。

エ 有形固定資産の評価基準は取得原価主義とし、昭和44年以降の地方財政状況調査における普通建設事業費を積算している。

オ 減価償却費は土地を除く有形固定資産を対象に、取得年度の翌年度から減価償却を行うものとしている。新地方公会計制度実務研究会報告書（※）に定められた行政目的別・種別の耐用年数に基づき、残存価額ゼロの定額法により行っている。

カ 退職手当引当金は、普通会計に属する全職員が年度末に普通退職（自己都合退職）した場合に必要な退職手当支給見込額から、翌年度の支払予定退職手当の額を除いた額を計上している。

キ 賞与引当金は、平成25年6月に支払うことが予定される期末手当及び勤勉手当が、平成24年12月から平成25年5月までを対象期間として支払われるため、平成25年6月支払予定額の6分の4を計上している。

ク 市場価格のある有価証券については平成24年度末の時価が取得原価に比して著しく下落した場合は、時価と取得原価との差額を純資産変動計算書の臨時損益項目に「投資損失」の科目をもって計上するものとしている。なお、時価が取得原価に比して30%以上下落した場合には、著しく低下したものとみなす。

※新地方公会計制度実務研究会報告書

総務省が、地方公共団体の公会計の整備に関して、有識者等により実務的な観点から検討を行うため、「新地方公会計制度実務研究会」（座長：跡田直澄 慶應義塾大学商学部教授）を設置し、同研究会において取りまとめたもの（平成19年10月公表）。本市は、「新地方公会計制度実務研究会」に参加し、「改訂モデル」のモデル団体として、財務書類作成に着手した。

(4) 財務書類から分かる浜松市の財政活動

① 平成24年度と平成23年度の普通会計バランスシート比較

○ 資産の部 79 億円の減少

- ・有形固定資産は、土地の増加はあったものの、減価償却対象資産が減少したことにより 179 億円の減
- ・投資等は、津波対策基金残高の増加などにより 44 億円の増
- ・流動資産は、現金預金に分類される減債基金を満期一括地方債償還のために積み立てたことなどにより 42 億円の増

○ 負債の部 79 億円の減少

- ・地方債は、地方債残高の減少により 45 億円の減
- ・未払金は、都田地区企業用地、船明墓地用地の購入により、15 億円の減
- ・その他は、損失補償等引当金などで、浜松まちづくり公社に対する債務の減などにより 13 億円の減

単位：億円

区 分	24 年度	23 年度	増 減	増減率
【資産の部】	15,209	15,288	79	△0.5%
1 公共資産	14,316	14,481	165	△1.1%
(1) 有形固定資産	14,121	14,300	179	△1.3%
建物など	8,804	9,084	280	△3.1%
土地	5,317	5,216	101	1.9%
(2) 売却可能資産	195	181	14	7.7%
2 投資等	551	507	44	8.7%
3 流動資産	342	300	42	14.0%
【負債の部】	3,359	3,438	79	△2.3%
1 地方債	2,865	2,910	45	△1.5%
2 未払金	1	16	15	△93.8%
3 退職手当引当金	454	460	6	△1.3%
4 その他	39	52	13	△25.0%
【純資産の部】	11,850	11,850	0	0.0%

② 平成 24 年度と平成 23 年度の普通会計行政コスト計算書比較

○ 経常行政コスト 51 億円の減

- ・人にかかるコスト（人件費）は、職員数の減などにより 11 億円の減
- ・物にかかるコストは、住民基本台帳システム等改修委託の減などによる物件費の減があったものの、道路維持修繕などの維持補修費の増により 2 億円の増
- ・移転支出的なコストは、障害者（児）自立支援給付費の増があったものの、児童手当（H23 は子ども手当）及び駐車事業特別会計繰出金の減などにより 27 億円の減
- ・その他のコストは、地方債の償還利子や回収不能見込額の減により 15 億円の減

○ 経常収益 7 億円の増

- ・使用料・手数料は、単価の変更による一般廃棄物処理手数料の増や船明墓地使用料の増により 5 億円の増

単位：億円

項 目	24 年度	23 年度	増 減	増減率
人にかかるコスト （人件費や退職手当引当金繰入など）	445	456	11	△2.4%
物にかかるコスト （物件費、維持補修費及び減価償却費）	826	824	2	0.2%
移転支出的なコスト （社会保障給付や補助金など）	1,044	1,071	27	△2.5%
その他のコスト （公債費の支払利息など）	44	59	15	△25.4%
経常行政コスト合計	2,359	2,410	51	△2.1%
事業に対する受益者負担	87	80	7	8.8%
使用料・手数料	55	50	5	10.0%
分担金や負担金、寄附金など	32	30	2	6.7%
経常収益合計	87	80	7	8.8%
（差引）純経常行政コスト	2,272	2,330	58	△2.5%

(5) 基準モデルに基づく財務書類

① バランスシート

基準モデルは発生主義・複式簿記に基づくモデルであり、固定資産台帳上ですべての固定資産を公正価値で評価することを前提としている。

・資産に対する負債と純資産の割合は、おおよそ2:8

※改訂モデルよりも負債の割合が低くなっているが、この差異は資産の評価方法に基づくものである。
 (改訂モデルは決算統計上の普通建設事業費の積み上げであるのに対し、基準モデルは公正価値による評価であることにより差異が発生する。)

【普通会計 貸借対照表 基準モデル】

平成25年3月31日現在

資産 2兆16億円		負債 3,371億円	
債務返済の財源等		将来の世代の負担となる債務	
1 金融資産	921億円	1 地方債	2,865億円
(1) 資金・債権など	233億円	2 未払金・未払費用	8億円
(2) 投資等	688億円	3 退職給付引当金	454億円
		4 その他	44億円
		純資産 1兆6,645億円	
将来の世代に引継ぐ社会資本		これまでの世代の負担	
2 公共資産	1兆9,095億円	1 財源	125億円
(1) 事業用資産		2 資産形成充当財源	437億円
① 建物など	2,579億円	3 その他の純資産	
② 土地	4,074億円		1兆6,083億円
(2) インフラ資産			
① 建物など	2,780億円		
② 土地	9,662億円		

② 行政コスト計算書

改訂モデルと比べ勘定科目が異なるのは、国の財務書類作成基準に準じているからである。基準モデルでは、改訂モデルで純資産変動計算書に計上する収益事業収入・受託事業収入などを、行政コスト計算書の経常収益に計上している。

【普通会計 行政コスト計算書 基準モデル】

自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日

経常行政コスト 2,195億円		経常収益 122億円	
1 経常業務費用		経常業務収益	
① 人件費	476億円	① 業務収益	83億円
② 物件費	333億円	② 業務関連収益	39億円
③ 経費	308億円		
④ 業務関連費用	30億円		
2 移転支出	1,048億円	不足する部分は、地方税などの一般財源や国県補助金などで賄っている。	

③ 純資産変動計算書

基準モデルでは、純資産の変動を「財源の調達」、経常的な経費に充てる「財源の用途」、資産の形成に充てる「資産形成充当財源」の増減の3つに分けて表示している。

【普通会計 純資産変動計算書 基準モデル】

自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日

単位：億円

区分	普通会計
期首純資産残高	16,928
1 財源変動	
(1) 財源の用途	
純経常行政コスト	2,073
その他	462
(2) 財源の調達	
地方税	1,433
補助金	786
その他	410
2 資産形成充当財源変動	
(1) 公共資産変動額	112
(2) 投資等変動額	86
(3) その他	575
純資産増加額	283
期末純資産残高	16,645

④ 資金収支計算書

資金収支計算書は、1年間の資金（現金）の収支を、経常的収支の部、公共資産整備収支の部、投資・財務的収支の部の3つに区分して計上した計算書である。

- ・ 経常的収支区分及び財務的収支区分の黒字をもって資本的収支区分を補てんし、全体で16億円の黒字である。

※改訂モデルと期末資金残高が異なるのは、基準モデルにおいては歳入歳出外現金を計上しているためである。

【普通会計 資金収支計算書 基準モデル】

自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日

単位：億円

1 経常的収支区分		2 資本的収支区分	
(1) 人件費支出	482	(1) 固定資産形成支出	164
(2) 物件費支出	198	(2) 長期金融資産形成支出	114
(3) 社会保障関係費等移転支出	549	(3) その他支出	24
(4) 他会計への移転支出	214	支出合計	302
(5) その他支出	597	(1) 固定資産売却収入	59
支出合計	2,040	(2) 長期金融資産償還収入	28
(1) 租税収入	1,441	(3) その他収入	25
(2) 国県補助金等	751	収入合計	112
(3) 業務収益収入	82	資本的収支額	190
(4) 業務関連収益収入	35	3 財務的収支区分	
(5) 他会計からの移転収入	1	(1) 支払利息支出	42
(6) その他収入	34	(2) 元本償還支出	316
収入合計	2,344	(3) 歳計外現金支出額	19
経常的収支額	304	支出合計	377
		(1) 公債発行収入	271
		(2) 借入金収入	0
		(3) 歳計外現金収入額	8
		収入合計	279
		財務的収支額	98
当年度資金収支額	16		
期首資金残高	87		
期末資金残高	103		

⑤ 財務書類に関する注記

基準モデルにおける普通会計の各財務書類は次に基づき作成している。

ア 対象とする会計の範囲は普通会計とする。

イ 対象年度は平成24年度とし、基準日は平成25年3月31日とする。ただし、出納整理期間中（平成25年4月1日から平成25年5月31日まで）の取り引きを含む。

ウ 固定及び流動の区分は一年基準とする。

エ 有形固定資産の評価基準は公正価値評価とし、平成20年度までに取得した資産については再調達価額、平成21年度以降に取得した資産は、取得に要した経費で評価する。

オ 減価償却は土地を除く有形固定資産を対象に、取得年度の翌年度から減価償却を行うものとしている。財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に定められた耐用年数に基づき、残存価額ゼロの定額法により行っている。

カ 退職手当引当金は、普通会計に属する全職員が年度末に普通退職（自己都合退職）した場合に必要な退職手当支給見込額から、翌年度の支払予定退職手当の額を除いた額を計上している。

キ 有価証券のうち、市場価格のあるものは、基準日時点における市場価格をもって計上している。また、市場価格のあるものについて、市場価格が著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められるときを除き、市場価格をもって計上する。なお、有価証券の市場価格の下落率が30%以上である場合には、「著しく下落したとき」に該当するものとする。

ク 出資金のうち、市場価格のあるものは、会計年度末における市場価格をもって、市場価格がないものは、出資金額をもって計上している。ただし、市場価格のあるものについて、市場価格が著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められるときを除き、市場価格をもって計上し、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行う。なお、市場価格の下落率または出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく下落したとき」に該当するものとする。

(6) 財務書類から分かる財政指標 ～普通会計による分析～

指 標	区 分	総務省方式改訂モデル			基準モデル		
		24年度 A	23年度 B	増減 A-B	24年度 a	23年度 b	増減 a-b
1 市民一人当たり 資産額	千円	1,871	1,872	1	2,463	2,495	32
2 歳入額対資産比 率	年	5.4	5.2	0.2	7.1	6.1	1.0
3 資産老朽化比率	%	49.8	47.8	2.0	64.9	63.0	1.9
4 純資産比率	%	77.9	77.5	0.4	83.2	83.0	0.2
5 将来世代負担比 率	%	11.9	12.5	0.6	9.0	9.3	0.3
6 市民一人当たり 負債額	千円	413	421	8	415	424	9
7 基礎的財政収支	億円	128	7	135	115	26	141
8 市民一人当たり 行政コスト	千円	280	285	5	255	271	16
9 市民一人当たり 人件費・物件費等	千円	156	157	1	137	147	10
10 行政コスト対公 共資産比率	%	16.5	16.6	0.1	11.5	11.9	0.4
11 行政コスト対税 収等比率	%	93.6	94.4	0.8			
12 受益者負担の割 合	%	3.7	3.3	0.4	5.5	4.9	0.6

1 市民一人当たり資産額 ※市民＝住民基本台帳人口(外国人登録者数を含む)
市民一人に対して、行政サービス提供のために蓄えられた資産(財産)がどれくら
いあるのかを表したもの。類似団体との比較により、資産形成に対する考え方が分か
る。

2 歳入額対資産比率

現在までに形成された資産について、歳入の何年分が費やされたかを表したもの。
基盤整備等の資産形成における充実度のほか、資産形成施策の重要度合いが分かる。

3 資産老朽化比率

建物や工作物など耐用年数のある資産について、取得してからどのくらい経過して
いるかを表したもの。都市基盤や各種施設の老朽化の度合いが分かるため、資産の延
命化や施設の必要性の見直しなど、資産管理に活用できる。

4 純資産比率

いままでの資産形成における、世代間の負担割合を表したもの。将来にわたり行政サービスを提供するうえで、現世代が自らの負担によって将来世代も利用可能な資源をどのくらい蓄積しているかなどが分かる。

5 将来世代負担比率

将来、償還等（返済等）をする必要のある地方債などがどのくらいあるのかを表したもの。将来世代が今後負担しなければならない借金等の総額が分かる。

6 市民一人当たり負債額

市民一人に対して、将来返済等をしなければならない地方債などの借金がどのくらいあるのかを表したもの。類似団体との比較により、資産形成に対する考え方の相違が分かる。

7 基礎的財政収支（プライマリーバランス）

地方債の借入額と償還額（元金と利息の合計）のバランスを表したもの。持続可能（健全）な財政運営であるかが分かる。

8 市民一人当たり行政コスト

市民一人に対して、行政サービスに掛かる費用がどのくらいかを表したもの。行政サービスが効率的に提供されているかが分かるため、類似施設の比較による管理の効率化や利便性向上に向けた取り組みに活用できる。

9 市民一人当たり人件費・物件費等

市民一人に対して、行政サービス（主となり行うもの）に掛かる費用がどのくらいかを表したもの。行政サービスが効率的に提供されているかが分かる。

10 行政コスト対公共資産比率

どれだけの資産でどれだけの行政サービスを提供しているかを表したもの。資産が効率的に活用されているかが分かる。

11 行政コスト対税收等比率

税收などの一般財源等によりどれだけの行政サービスを提供しているかを表したもの。資産形成を行う余裕がどのくらいあるかが分かる。

12 受益者負担の割合

行政サービスの提供に対して、サービス受益者がどのくらいの費用負担をしているかを表したもの。事業別・施設別の比較により、費用負担の特徴が分かるため、利用料等の適正化（公平性確保）に向けた取り組みに活用できる。

5 市民一人当たりの財政分析 ～総務省方式改訂モデル～

(1) 市民一人当たりの資産と負債（市民一人当たりのバランスシートより）

市民一人当たりの資産	普通会計	187万1千円	（平成23年度	187万2千円）
	連結	258万9千円	（平成23年度	259万3千円）
市民一人当たりの負債	普通会計	41万3千円	（平成23年度	42万1千円）
	連結	72万7千円	（平成23年度	74万8千円）

※算出にあたり基礎とした人口（住民基本台帳人口（外国人登録者数を含む））

平成25年3月31日現在	浜松市人口	812,762人
平成24年3月31日現在	浜松市人口	816,848人

- ・ 普通会計ベースで、資産は前年度比1千円の減少、負債は8千円の減少
- ・ 連結ベースでは、資産は前年度比4千円の減少、負債は21千円の減少

【減少の理由はP29】

市民一人当たりの普通会計バランスシート

（単位：千円）

区 分	24 年度	23 年度	区 分	24 年度	23 年度
【資産の部】	1,871	1,872	【負債の部】	413	421
1 公共資産	1,761	1,773	1 地方債	353	356
(1) 有形固定資産	1,737	1,751	2 未払金	0	2
建物など	1,083	1,112	3 退職手当引当金	56	56
土地	654	639	4 その他	4	7
(2) 売却可能資産	24	22	【純資産の部】	1,458	1,451
2 投資等	68	62	1 公共資産等整備国県補助金等	277	278
3 流動資産	42	37	2 公共資産等整備一般財源等	1,173	1,165
			3 資産評価差額	8	8

市民一人当たりの連結バランスシート

（単位：千円）

区 分	24 年度	23 年度	区 分	24 年度	23 年度
【資産の部】	2,589	2,593	【負債の部】	727	748
1 公共資産	2,423	2,444	1 固定負債	645	659
2 投資等	69	61	2 流動負債	82	89
3 流動資産	96	87			
4 繰延勘定	1	1	【純資産の部】	1,862	1,845

(2) 市民一人当たりの行政コスト計算書

市民一人当たりの純経常行政コスト（経常行政コストと経常収益の差引）

普通会計 27万9,559円（平成23年度 28万5,286円）

- ・ 純経常行政コストは前年度から 5,727 円の減
- ・ 経常行政コスト 4,856 円の減と経常収益 871 円の増によるもの
- ・ 経常行政コストの減は、人件費などの人にかかるコスト 1,039 円の減、社会保障給付などの移転支的的なコスト 2,712 円の減及び公債費の支払利息や不納欠損などのその他のコスト 1,822 円の減などによるもの
- ・ 一方、経常収益の増は、使用料・手数料 617 円の増などによるもの

【増減の理由は P30】

（単位：円）

項 目	24 年度	23 年度	増 減	増減率
人にかかるコスト （人件費や退職手当引当金繰入など）	54,804	55,843	1,039	1.9%
物にかかるコスト （物件費、維持補修費及び減価償却費）	101,555	100,839	716	0.7%
移転支的的なコスト （社会保障給付や補助金など）	128,448	131,160	2,712	2.1%
その他のコスト （公債費の支払利息など）	5,436	7,258	1,822	25.1%
経常行政コスト合計	290,244	295,100	4,856	1.6%
事業に対する受益者負担	10,685	9,814	871	8.9%
使用料・手数料	6,717	6,100	617	10.1%
分担金や負担金、寄附金など	3,968	3,714	254	6.8%
経常収益合計	10,685	9,814	871	8.9%
（差引）純経常行政コスト	279,559	285,286	5,727	2.0%

POINT

財政数値の分析

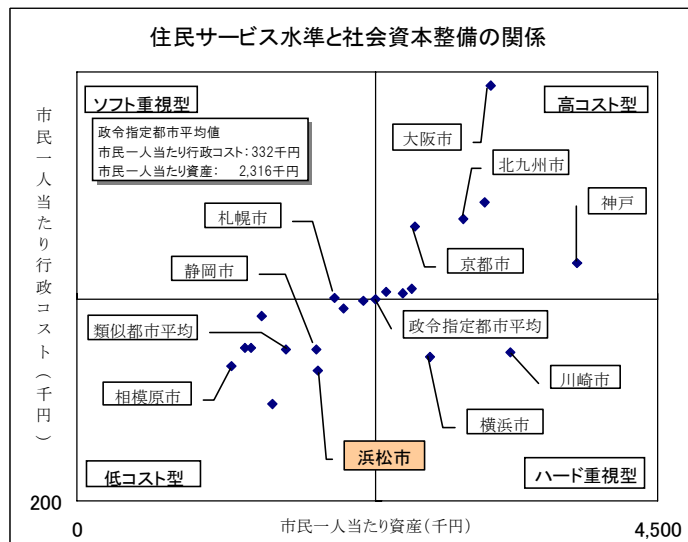
財政数値には様々な種類のものがあり、複雑に関連しています。これらを一目で理解するのは簡単ではありません。

一人当たりにしたらどんな都市？家計簿にたとえたら？を整理をしました。

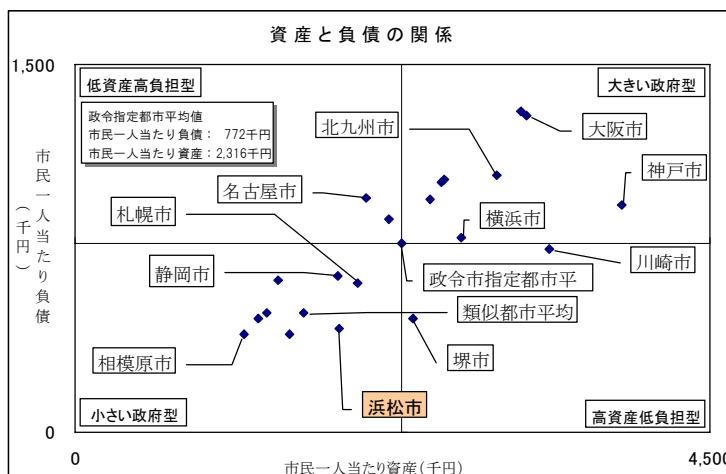
(1) 一人当たりの財政指標（平成23年度政令指定都市比較）

① 浜松市は「低コスト型」の都市です。

住民サービス水準と社会資本整備の関係を主要都市と比較すると、浜松市は資産、コストともに少ない「低コスト型」に分類されます。



② 浜松市は「小さい政府型」の都市です。



資産と負債の関係を政令指定都市と比較すると、浜松市は「小さい政府型」に分類されます。

施設の再配置など、適切な資産管理に対する取り組みを進める一方で、負債を削減している結果と考えられます。

※ 類似都市平均は、平成13年以降に合併を行い政令指定都市に移行した、さいたま市、静岡市、堺市、浜松市、新潟市、岡山市、相模原市、熊本市の8市の平均。

※ 詳細な財政指標については資料編のP48及びP49参照。